

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：25301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23530674

研究課題名(和文) 孤立化するシングルマザーの不安定性に対するNPO支援の日韓仏国際比較

研究課題名(英文) International Comparative Study among Japan, Korea and France about Supports by Non-profit Organizations for Isolated Single Mothers who Have Instabilities

研究代表者

近藤 理恵 (KONDO, RIE)

岡山県立大学・保健福祉学部・教授

研究者番号：60310885

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、リスク社会のなかで孤立化する日本、韓国、フランスのシングルマザーが抱えている不安定性のなかでも、日本では、まだ十分な対策が取られていない、(1)一人で子育てをすることの不安定性、(2)子どもと父親の面会交流に関わる不安定性、(3)ドメスティック・バイオレンスの影響による不安定性の実態について明らかにするとともに、これらの問題を解決するNPOによる支援の状況について3カ国間で比較検討した。3カ国のなかで、フランスにおける支援が最も進んでいた。

研究成果の概要(英文)：This study clarified situations of three kinds of instabilities that Japanese, Korean and French single mothers have in risk societies. These instabilities are (1) the instability about child caring by one parent, (2) the instability about meeting of children and fathers who don't live with children, and (3) the instability of effectiveness by domestic violence. Also, this study clarified how non-profit organizations in these countries try to solve problems of three kinds of instabilities. French supports are the most advanced in three countries.

研究分野：社会学

キーワード：子育て 面会交流 ドメスティック・バイオレンス

1. 研究開始当初の背景

近年、ひとり親家族が増加しているが、ひとり親の大半は不安定な就労に就いているシングルマザーである。こうしたシングルマザーに就労支援を行うことは重要であるが、同時に、彼女たちが安定して就労できるためには、生活の不安定性に対する支援が不可欠である。

しかしながら、欧米諸国と比較して日本では、(1)一人で子育てをすることの不安性(プレカリティ)、(2)子どもと父親の面会交流に関わる不安定性、(3)ドメスティック・バイオレンスの影響による不安定性といった3つの不安定性に対する支援が遅れている。こうしたなか、日本、韓国、フランスにおいて、これら3つの不安定性の実態について明らかにするとともに、これらの問題を解決するNPOによる支援のあり方を比較検討することが重要である。これら3カ国に着目した理由は、女性の労働力率が高く、家族政策等が充実しているフランスと、女性の労働力率が低く、家族政策等がフランスほど充実していない韓国と日本を比較することにより、日本の状況がより明確化できると考えたためである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、リスク社会の中で孤立化する日本、韓国、フランスのシングルマザーが抱えている不安定性のなかでも、日本ではまだ十分な対策が取られていない3つの不安定性((1)一人で子育てをすることの不安定性、(2)子どもと父親の面会交流に関わる不安定性、(3)ドメスティック・バイオレンスの影響による不安定性)の実態について明らかにするとともに、これらの問題を解決するNPOによる支援のあり方を3カ国間で比較検討することにある。

3. 研究の方法

(1)日本、韓国、フランスにおいて、シングルマザーを対象に、3つの不安定性(一人で子育てをすることの不安定性、子どもと父親の面会交流に関わる不安定性、ドメスティック・バイオレンスの影響による不安定性)に関するインタビュー調査を行った。

また、日本と韓国において、これら3つの不安定性に関するアンケート調査を行った。

これらの調査結果をもとに、3カ国のシングルマザーの3つの不安定性について比較検討した。

(2)日本、韓国、フランスにおける複数のNPOを対象に、3つの不安定性(一人で子育てをすることの不安定性、子どもと父親の面会交流に関わる不安定性、ドメスティック・バイオレンスの影響による不安定性)に対するNPOによる支援の現状と課題についてインタビュー調査を行い、不安定性に対する政策のあり方について提言した。

4. 研究成果

(1)一人で子育てをすることの不安定性に関して

日本、韓国、フランスにおいては、不安定就労ゆえに就労収入が低いシングルマザーが少なくない。だが、フランスのシングルマザーは、日本や韓国のシングルマザーと比べ、ひとりで子育てすることの不安定をそれほど感じていないことが明らかとなった。たとえば、フランスでは、保育学校から大学までの授業料が無償であるため、フランスのシングルマザーは子どもの大学進学に関する悩みを抱えていなかった。

フランスのシングルマザーが子育ての不安定さを日本や韓国のシングルマザーほど有していない理由は、フランスにおける手厚い、手当、税控除、サービス、教育費支援に求めることができる。

フランスの特徴は、普遍主義的な支援(金銭給付とサービス)と、貧困層への支援(金銭給付とサービス)とがバランスよく展開されてきた点にある。

女性の労働力率が高いフランスでは、日本や韓国と比較して、また、ヨーロッパのなかでも、子どもと家族に関わる手当や、仕事と子育てを両立するためのサービスが充実している。仕事と子育ての両立のためには、質の高い保育所や学童保育のみならず、子どもの病気や仕事で帰宅が遅くなるなどの際の緊急時に、自宅で子どもの世話を可能にするサービスが不可欠である。フランスでは、こうしたサービスが日本よりも充実しているが、日本も、こうしたサービスを拡充していくべきである。

また、教育費についても、フランスでは、保育学校から大学までの授業料が基本的に無料である。教育費に関して、フランスのようなシステムを導入することが難しいのであれば、少なくとも、低所得の子どもへの教育費に関わる支援を拡充すべきである(就学援助制度や奨学金の拡充)。

また、フランスには、人的資本に投資する、韓国のドリーム・スタート・プログラムのような国家レベルのプログラムは存在しない。だが、フランスには、貧困層の子どもや家族だけを対象にした保育所や、貧困層の子どもたち(高校生も含む)に対する習い事への補助金、そして、貧困層の子どもを対象にしたアソシエーション(NPO)による文化的活動やスポーツ活動への様々な支援が存在する。こうしたなか、日本でも、人的資本に投資する、貧困層の子どもと家族(妊婦を含む)に対するプログラムを、活性化させる必要がある。その際、韓国のように、国家レベルのプログラムをつくるのか、それともフランスのようにしていくのかという点については今後検討していく必要がある。

(2)子どもと父親の面会交流に関わる不安定性に関して

フランスでは、面会交流が積極的になされているが、日本や韓国では、フランスほど面会交流が十分になされておらず、日本や韓国のシングルマザーは、フランスのシングルマザーと比較して、面会交流に関わる不安定性を抱えていることが明らかとなった。

別れても、子どもが親に会うことは子どもの権利であるという考え方が強いフランスでは、共同親権に基づいて、別れた親が定期的に（基本的に1ヶ月に2回とパカンスの半分に）子どもを育てるという考え方が常識となっている。

何らかの事情で、子どもと、別れた親とが定期的に会えないような状況においては、裁判所が介入し、裁判所の依頼で、アソシアション(NPO)などが子どもと別れた親との関係調整をだいたい3カ月から1年かけて行う。この関係調整は家族調停と呼ばれているが、フランスでは、現在、この家族調停を積極的に推進しており、アソシアション(関係調整がしやすいケースと、関係調整がしにくいケースによって委託されるアソシアションも異なる)だけでなく、ひとり親家族の施設や、セルフヘルプグループにおいても、子どもと、別れた親との関係調整が推進されている。フランスの施設では、施設のなかに親子関係を調整する部屋を設けていたが、日本の施設でも親子の関係調整をする部屋を設け、関係調整をすべきである。フランスが家族調停に力をいれていることは、家族調停者という国家資格が設けられていることから明らかである。なお、家族調停は、心理学の専門家(精神分析の専門家も含む)やソーシャルワーカーも行っている。また、注目すべきことは、前のパートナーに暴力をしたことのある親(ドメスティック・バイオレンスの加害者)でも、子どもに虐待をしていなかったことが認められれば、裁判所の指示により、専門家が子どもと、別れた親との関係調整を行っている点である(暴力をふるっていた親の場合には、心理学の専門家や精神分析家が介入するが多い)。

ところで、家族調停には高い専門性が求められる。日本では、フランスの家族調停は、面会交流支援という言葉で表現されているが、民法で面会交流が明記されたのは2011年(2012年施行)であり、それ以前は一部の非営利組織が独自に面会交流の支援を行っていただけである。政府は面会交流支援も、母子家庭等就業・自立支援センター事業を行っている場所で行うように想定しているが、フランスの実践からわかるように、面会交流はただ子どもと、別れた親とが交流してもらうというような簡単なものではない。こうしたなか、各地域の母子家庭等就業・自立支援センター事業を行っている場所で、本当に十分な面会交流支援が行うことができるか疑問である。こうし

たなか、面会交流支援の場所とその専門家が必要である。「子ども・家族支援センター(仮称)」や、面会交流だけを専門にする非営利組織の場所で面会交流が推進されるべきである。また、今後、臨床心理士や社会福祉士を養成している大学で、面会交流支援の専門家を養成すべきである。

さらに、単独親権制度をとっている日本では、面会交流の前提となる、共同親権の導入についても、検討していく必要がある。

同時に、子どもが両方の親と交流することは「子どもの権利」であるという理念のもとに、別れた親も子育てに参加する文化が広がるべきである。そのためには、男性の家事・子育て参加が欠かせない。男性が家事・子育て参加に消極的な文化を有する、日本や韓国では、面会交流支援の制度があったとしても、別れた男性がどれほど子どもの子育てを積極的になるか不安が残る。その証拠に、共同親権制度を有し、日本よりも早くから面会交流に関する民法上の規定が存在する韓国では、子どもと、別れた親の面会交流はそれほど積極的になされていない。さらに、親が死亡していたり、親との交流が難しい場合、フランスのように、子どもと親族との面会交流支援も推進していく必要がある。

(3) ドメスティック・バイオレンスの影響による不安定性に関して

ドメスティック・バイオレンスの被害を受けた、日本、韓国、フランスのシングルマザーは、いずれも、ドメスティック・バイオレンスのトラウマによって不安定な状態にあることが明らかとなった。

また、日本のドメスティック・バイオレンスに関わる政策はフランスや韓国と比べて、遅れていることが明らかとなった。

具体的には、第1に、ドメスティック・バイオレンスの被害者が入居できる民間シェルターの予算不足と民間シェルターの認定基準等の問題を挙げることができる。

日本の民間シェルターは、財政難のため、ドメスティック・バイオレンスに関わる知識を有した専門スタッフを雇うこともできず、時には自らの資金を切り崩して、経済的にも、人的にも、ぎりぎりのところで、シェルターの運営者の使命感によってのみ運営されていることが明らかとなった。

また、民間シェルターは、ドメスティック・バイオレンスを受けた人に「場所」を提供するだけのところではなく、暴力を受けた女性や子どもをエンパワメントする場所である。そして、エンパワメントがなされる際には、女性の自立という視点からエンパワメントがなされることが重要である。暴力で虐げられてきた女性たちを解放する必要があるためである。

インタビュー調査を行った、日本のシェルター(女性シェルターネット会員の2カ所の

シェルター)、フランスのシェルター(女性 SOS オルタナティブが運営するフロータリストンセンター)、韓国のシェルター(女性の電話)では、フェミニズムの思想を前提に、女性の自立の視点からエンパワメントを試みていた。

日本には、116カ所(2014年)の民間シェルターが存在するが、民間シェルターのすべてが女性の自立の視点からエンパワメントを行っているわけではない。シェルターは危険なパートナーからの緊急避難する場所であるため、地方自治体はシェルターの名前や場所を公開しない。そのため、日本の民間シェルターの全体像は、研究者の側からすれば、よくわからないままとなっている。

こうしたなか、民間シェルターに対する財政的支援の強化が必要である。また、すべてのシェルターにおいて女性の自立の理念のもとエンパワメントがなされるべきである。また、外から見えない分、地方自治体はシェルターの監査を厳正に行うべきである。そのためには、今後、日本のドメスティック・バイオレンスの政策において、日本の民間シェルターの位置づけを根本的に見直すべきである。

第2に、婦人保護施設とは、売春防止法で規定された施設であるが、そこには、「売春を行うおそれのある」女性の他、ドメスティック・バイオレンスを受けた女性と子どもも一時保護できることになっている(それ以外にも、様々な理由での入所がある)。異なったニーズの人たちがこの施設に入所できる理由はどこにあるのか。その理由は、日本では、「売春を行うおそれのある」女性と、ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の支援とを「婦人保護事業」という1つの事業で行っていることに求めることができる。同じことは、婦人相談所内の一時保護についてもいえる。筆者の知る限り、このような政策を採用している国は、フランスや韓国も含め、先進諸国では存在しない。ドメスティック・バイオレンスに対する政策は、単独で展開されているのである。こうしたなか、日本政府も、早急に、婦人保護事業からドメスティック・バイオレンス政策を分離させるべきである。

第3に、フランスでは、2010年7月9日法(L01 n° 2010-769 du 9 Juillet 2010)により、パートナーによる心理的暴力への処罰が刑法のなかで規定された。この法律により、心理的暴力を受けたパートナーの身体的健康あるいは精神的健康が8日以下変化した場合、加害者に3年の懲役と45,000ユーロの罰金が科せられることになった。また、9日以上変化した場合、5年の懲役と75,000ユーロの罰金が科せられることになった。

日本では、被害者が刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあるが、フランスのように厳しい規定になっていない。

また、韓国家庭法律相談所の弁護士によれば、韓国では、これまでに、パートナーからの心理的暴力に対して傷害罪を適用した判例はなかった。また、心理的暴力の発生率が高いにもかかわらず、パートナーによる心理的暴力と被害者の精神障害との因果関係を立証することが難しいため、処罰しにくい点が問題であるということであった。

こうしたなか、日本でも、フランスにおける、心理的なドメスティック・バイオレンスに対する処罰の規定について検討すべきである。

第4に、「家庭暴力犯罪の処罰に関する特例法」を有する韓国では、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対するプログラム制度が存在するが、今後、日本でも、加害者に対するプログラムの導入について検討すべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

(1) 近藤理恵「ひとり親家族をいかに支援するのか」『月刊福祉』査読無、52(12)、全国社会福祉協議会、52-53頁、2015年

〔図書〕(計3件)

(1) 近藤理恵、中央法規「世界のひとり親政策」福祉社会学会『福祉社会学ハンドブック 現代を読み解く 98の論点』2013年、148-149ページ

(2) 近藤理恵、学文社『日本、韓国、フランスのひとり親家族の不安定さのリスクと幸せ リスク回避の新しい社会システム』2013年、全194ページ

(3) 近藤理恵、学術出版会「東アジアにおける女性に対する暴力 不条理な暴力とそこから自由」中嶋和夫監修、尹靖水、近藤理恵編著『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較 研究』2013年、43-76ページ

〔その他〕

(1) 近藤理恵「フランス流 安心子育て支援」『朝日新聞』2016年6月6日の記事へのコメント

(2) 近藤理恵「子どもの貧困 求められる対策は」『山陽新聞』2016年3月20日の記事へのコメント

(3) 近藤理恵「困窮するひとり親家庭」『毎日新聞』2014年10月3日の記事において、フランスのひとり親支援の状況をコメント

(4) 近藤理恵「非婚ひとり親 不幸へ解消を」『山陽新聞』2014年5月11日の記事へのコメント

6. 研究組織

(1) 研究代表者

近藤 理恵 (KONDO RIE)

岡山県立大学・保健福祉学部・教授

研究者番号：60310885